

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

法務局民事行政部首席登記官 殿
地方法務局首席登記官 殿

法務省民事局民事第二課

日本年金機構における不動産登記法の嘱託規定等の準用等について

日本年金機構法（平成 1 9 年法律第 1 0 9 号）が平成 2 2 年 1 月 1 日から施行されることにより（平成 2 0 年政令第 3 8 7 号）、社会保険庁が廃止され、同日、日本年金機構（以下「機構」という。）が設立予定であるところ、日本年金機構法施行令（平成 2 1 年政令第 2 8 9 号）が本日公布され、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行されることとなりましたので、連絡します。

なお、機構における不動産登記法の嘱託規定等の準用は下記のとおりですが、機構への移行の際の権利承継の登記嘱託等は、上記各法令を確認の上、取り扱い願います。

また、機構については、登記手数料令（昭和 2 4 年政令第 1 4 0 号）第 1 9 条の適用はありませんので、留意願います。

記

1 不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）

第 1 6 条及び第 1 1 5 条から第 1 1 7 条まで

※ これらの規定を船舶登記令（平成 1 7 年政令第 1 1 号）第 3 5 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）

2 不動産登記令（平成 1 6 年政令第 3 7 9 号）

第 7 条第 1 項第 6 号（別表の 7 3 の項に係る部分に限る。）、同第 2 項、

第 1 6 条第 4 項、第 1 7 条第 2 項、第 1 8 条第 4 項、第 1 9 条第 2 項

※ これらの規定を船舶登記令第35条第1項及び第2項において準用する場合を含む。

3 司法書士法（昭和25年法律第197号）

第68条第1項

4 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）

第63条第1項

5 船舶登記令

第13条第1項第5号（同令別表一の32の項に係る部分に限る。）、同第2項、第27条第1項第4号（同令別表二の22の項に係る部分に限る。）、同第2項